

**消費税仕入控除税額（補助金返還額）の計算方法・報告書類について**

## 1 補助事業に伴う補助金収入について

補助事業に伴う補助金収入は、消費税法上非課税取引に該当しますが、一方で、補助事業に伴う事業経費は、控除対象仕入税額として仕入税額控除することも可能です。

したがって、この事業経費に限ってみれば、課税売上はゼロであって、当事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入した場合に、課税事業者はその消費税に相当する金額の還付を受けることになります。

国の視点から考えると、補助金を交付して消費税を還付するため、その分を重複して支給することになります。

このことを調整するために、控除対象仕入税額のうち、補助金に係る部分（消費税の確定申告において控除対象仕入税額に算入した金額に限る。）について、返還が必要になります。

## 2 手続きについて

## (1) 補助金返還額がない場合

以下（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合は、仕入控除税額は0円であり、補助金の返還は必要ありません。ただし、報告書の提出は必要です。

## (ア) 消費税の確定申告の義務がない

例：基準期間（法人の場合は前々年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者

## 【添付する書類】

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税及び事業活動内訳表等、売上高を確認できる資料

## (イ) 簡易課税方式により申告している。

## 【添付する書類】

事業年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

## (ウ) 消費税法第60条第4項に定める公益法人等（社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など）で、特定収入割合（補助金、交付金、寄付金など）が5%を超えている。

## 【添付する書類】

- ・消費税法第60条第4項に定める公益法人等で、特定収入割合が5%を超えていることを確認できる書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(2) 補助金返還額がある場合

(1)に該当しない場合、仕入控除税額に相当する金額について、補助金の返還が必要となります。

(ア) 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人

【計算式】

補助金額×10/110＝仕入控除税額

【添付する書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(イ) 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合。

【計算式】

補助金額×補助対象経費のうち課税仕入額/補助対象経費×課税売上割合×10/110＝仕入控除税額

【添付する書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(ウ) 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合。

【計算式】

(A) + (B) = 仕入控除税額

(A) 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×補助対象経費のうち課税売上対応分/補助対象経費×10/110＝仕入控除税額

(B) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×補助対象経費のうち共通対応分/補助対象経費×課税売上割合×10/110＝仕入控除税額

【添付する書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

計算方法（課税売上割合 95%以上、課税売上高 5 億円以下）

【事例】 I C T機器の購入に要する経費として 926,640 円（税込）を支払い、その 1 / 2（千円未満切り捨て）463,000 円の補助金の交付を受けた。

申請者法人の 課税売上高（税抜） 310,763,399 円 } 課税売上高 5 億円以下  
 総売上（税抜） 323,711,874 円 } 課税売上割合 95%以上

(1) 補助の使途（補助対象経費）の内訳 (単位：円、税込)

区分	課税仕入	非課税仕入 (人件費等)	合計
機器購入費	918,000	0	918,000
初期設定費	8,640	0	8,640
計	926,640	0	926,640

(2) 課税売上割合

(課税売上高（税抜） / 総売上高（税抜）)

$$\frac{310,763,399 \text{ 円}}{323,711,874 \text{ 円}} = 95.999\cdots\%$$

※課税売上割合は割り切れない場合も原則として端数処理をしません。

(3)の計算結果において、端数処理(円未満切捨)を行って下さい。

(3) 仕入控除税額（=補助金返還相当額）

(補助金確定額に係る消費税額)

$$\frac{463,000 \text{ 円} \times 10}{110} = 42,090 \text{ (円未満切り捨て)}$$

(補助金確定額)

【添付書類】

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

計算方法（課税売上割合 95%未満又は課税売上高 5 億円超、一般比例配分方式）

【事例】 ICT機器の購入に要する経費として 926,640 円（税込）を支払い、その 1 / 2（千円未満切り捨て）463,000 円の補助金の交付を受けた。

申請者法人の 課税売上高（税抜） 136,561,437 円 } 課税売上割合  
 総売上（税抜） 3,237,118,745 円 } 95%未満

(1) 補助の用途（補助対象経費）の内訳 (単位：円、税込)

区分	課税仕入	非課税仕入 (人件費等)	合計
機器購入費	918,000	0	918,000
初期設定費	8,640	0	8,640
計	926,640	0	926,640

(2) 課税売上割合

(課税売上高（税抜） / 総売上高（税抜）)

$136,561,437 \text{ 円} / 3,237,118,745 \text{ 円}$

\* 上記の場合、課税売上割合は約 4.2186108...%

※課税売上割合は割り切れない場合も原則として端数処理をしません。

(3)の計算結果において、端数処理(円未満切捨)を行って下さい。

(3) 仕入控除税額 (=補助金返還相当額)

(補助金確定額) × 補助対象経費のうち課税仕入額 / 補助対象経費合計 × 課税売上割合 × 消費税率)

$463,000 \text{ 円} \times 926,640 \text{ 円} / 926,640 \times 136,561,437 / 3,237,118,745 \times 10 / 110$

(補助金確定額)

= 1,775 (円未満切り捨て)

【添付書類】

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

計算方法（課税売上割合 95%未満又は課税売上高 5 億円超、個別対応方式）

【事例】 I C T機器の購入に要する経費として 926,640 円（税込）を支払い、その 1 / 2（千円未満切り捨て）463,000 円の補助金の交付を受けた。

申請者法人の 課税売上高（税抜）136,561,437 円 } 課税売上割合  
 総売上（税抜） 3,237,118,745 円 } 95%未満

(1) 補助の使途（補助対象経費）の内訳 (単位：円、税込)

区分	課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 部分		
機器購入費	918,000	0	0	0	918,000
初期設定費	8,640	0	0	0	8,640
計	926,640	0	0	0	926,640

(2) 課税売上割合

(課税売上高（税抜） / 総売上高（税抜）)

136,561,437 円 / 3,237,118,745 円

\* 上記の場合、課税売上割合は約 4.2186108...%

※課税売上割合は割り切れない場合も原則として端数処理をしません。

(3) (4) の計算結果において、端数処理(円未満切捨)を行って下さい。

(3) 補助金確定額のうち課税売上対応分に係る消費税

(補助金確定額) × 補助対象経費のうち課税売上対応分 / 補助対象経費合計 × 消費税率)

463,000 円 × 926,640 円 / 926,640 × 10 / 110

(補助金確定額)

(4) 補助金確定額のうち共通対応分に係る消費税額（課税売上割合で接分

(補助金確定額 × 補助対象経費のうち共通対応分 / 補助対象経費合計) × 課税売上割合 × 消費税率)

463,000 円 × 0 円 / 926,640 × 136,561,437 円 / 3,237,118,745 円 × 10 / 110

(補助金確定額)

(5) 仕入控除税額 (= 補助金返還相当額)

(3) の円未満切り捨て額 + (4) の円未満切り捨て額

42,090 円 + 0 円 = 42,090 円 (円未満切り捨て)

**【添付書類】**

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）